

平成 30 年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 30 年 7 月から平成 31 年 2 月まで

(2) 一般指導監査

実地監査

区 分	指導監査対象 法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	20	14	34
一般法人	51	19	13	31
社会福祉協議会	1	1	1	3
児童福祉施設等	136	131	107	258
認可保育所(公設公営)	11	11	10	18
" (公設民営)	5	5	5	12
" (私立)	50	50	49	150
保育所型認定こども園	3	3	3	16
幼保連携型認定こども園	7	7	7	19
小規模保育事業	2	2	1	3
認可外保育施設(事業所内)	5	5	1	1
" (事業所内以外)	12	11	8	13
児童館	3	2	0	0
一預かり事業	32	31	23	26
病児保育事業	5	3	0	0
母子生活支援施設	1	1	0	0
救護施設	1	1	1	2
合 計	188	151	121	292

※指導監査対象法人・施設数は、H31. 3. 31 現在

(3) 集団指導等

- ① 社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会を実施(島根県と合同で実施)
- ② 特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施(子育て政策課)

(4) 特別監査

該当なし

(5) 指導監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施(母子生活支援施設は家庭相談課職員、救護施設は生活福祉課職員と合同)

(6) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 30 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営、施設運営、事業経営及び社会福祉事業の健全な経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と防災、防犯対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

また、平成 28 年 3 月 31 日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、その状況を確認した。

なお、社会福祉法人監査においては、制度改正により新たに国によって定められた指導監査ガイドラインに基づき実施した。

(7) 指導監査結果の概要

①一般指導監査

ア 社会福祉法人

特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

なお、制度改正に伴う手続きの誤りについては、制度改正から間もないこともあり、島根県と同様に、明確な違反でない限り改正の趣旨等を説明し、法人に理解していただいたうえで口頭指摘にとどめた。

また、制度改正について再度周知が必要と考え、平成29年度及び平成30年度一般監査において複数の法人で指摘事項となり全体に注意喚起をすべきと判断した項目についてとりまとめ、全法人に情報提供として通知した。

イ 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業)

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理や衛生管理について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。また、制度改正があった項目で複数の施設で指摘事項となり、全体に注意喚起をすべきと判断した項目について再度周知が必要と考え、全施設対象とした説明会を実施した。

ウ 母子生活支援施設、救護施設

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

②集団指導等

ア 社会福祉法人運営の一層の適正化を図ることを目的として説明会・研修会を実施した。

イ 特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として集団指導を実施した。

(8) 平成30年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

ア 欠席が継続している評議員、役員がいる。

(「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長等通知別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1(3))

イ 評議員会の招集に関する事項(日時・場所、議題、議案の概要)について、理事会の決議がない。

(社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条)

ウ 評議員会、理事会の決議において、特別の利害関係を有する者がいるかを確認していない。

(社会福祉法第45条の9・第45条の14)

エ 評議員会議事録の必要事項が記載されていない。

(社会福祉法第45条の11、社会福祉法施行規則第2条の15)

オ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条)

カ 理事会の決議を要する事項(特に利益相反取引に関する事項)について決議が行われていない。

(社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項・第92条第2項)

キ 理事長及び業務執行理事が、理事会において職務執行状況報告をしていない。

(社会福祉法第45条の16第3項、定款)

ク 役員等の報酬等支給基準について、評議員会の決議がなされていない又は規定すべき事項が規定されてい

- い。
(社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項、社会福祉法施行規則第 2 条の 42)
- ケ 社会福祉事業の用に供する不動産を国及び地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権又は賃借権の設定登記がされていない。
(社会福祉法第 25 条、「社会福祉法人の認可について」平成 12 年 12 月 1 日社援第 2618 号厚生省社会・援護局長等通知別紙 1「社会福祉法人審査基準」第 2 の 1)
- コ 経理規程について、法令、通知、定款との整合がとれていない。
(社会福祉法、社会福祉法人会計基準、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか課長連名通知)
- サ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第 45 条の 28 第 3 項・第 45 条の 30、社会福祉法施行規則第 2 条の 40)
- シ 作成すべき計算書類の附属明細書が作成されていない。
(社会福祉法人会計基準第 30 条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- ス 計算書類の附属明細書について、様式に従って作成されていない。内容の不備（記載漏れや記載方法の誤りなど）がある。
(社会福祉法人会計基準第 30 条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- セ 計算書類の附属明細書について計算書類の金額と一致していない。
(社会福祉法人会計基準第 30 条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- ソ 各福祉サービスの収入の法人本部や他の社会福祉事業への繰入れが、繰入れ可能な範囲を超えて行われている。
(「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号厚生省老人保健福祉局長通知ほか資金使途制限に関する各種通知)
- タ その他の積立金の積立が積み立て可能な範囲を超えて行われている。
(社会福祉法人会計基準第 6 条第 3 項、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか通知 19)

②児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業)

- ア 保育所として自ら提供する保育の自己評価等、業務の質の改善、向上のための取組みが行われていない。
(「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 40 条、「松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第 16 条、社会福祉法第 78 条第 1 項)
- イ 保育中の事故防止のために、安全策が講じられていない箇所がある。
(保育所保育指針 3-3-(2)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 3-4-(2)、「児童福祉施設における事故防止の徹底について」青発第 322 号島根県健康福祉部長通知)
- ウ 時間帯によって必要保育士数を満たしていない。有資格者の配置基準をみたしていない。
(「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 36 条第 2 項)
- エ 歯科検診及び内科検診の際に欠席した園児について未受診になっている。
(「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 16 条、保育所保育指針 3-1、学校保健安全法施行規則第 6 条)
- オ 睡眠時の呼吸確認がされていない。乳児をうつぶせに寝かせている。
(「保育所保育指針 3-1-(1)、3-3-(2)」)
- カ プール活動・水遊びについて、監視に専念する人員が配置されていない。
(「保育所保育指針 3-3-(2)、「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊び

- を行う場合の事故の防止について」雇児保発 0616 第 1 号)
- キ 主食費についての積算根拠が不明確である。保護者から徴収した際に実費徴収になっていない。
(「松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第 13 条第 4 項)
 - ク 処遇改善加算Ⅱの支給について発令された職名の職責及び職務内容が不明確である。処遇改善加算Ⅱの支給について給与規程等の見直しがされていない。
(「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」雇児発 0331 第 10 号)
 - ケ 前期末支払資金残高の取崩しについて理事会承認が確認できない。
(「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」府子本第 254 号内閣府子ども・子育て本部統括官等連盟通知記 3(2))
 - コ 旅費の支給について旅費規程に基づいた支給がされていない。
(旅費規程)
 - サ 現金の収入について、経理規程で定める日以内に金融機関に入金されていない。
(経理規程)

③一時預かり事業・病児保育事業

- ア 保護者へ事業説明し交付する文書に苦情受付窓口及び事業開始年月日等の記載がされていない。
(「社会福祉法第 77 条」)

④救護施設

- ア 避難訓練は行われているが、消火訓練が必要な回数以上行われていない。
(「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会・児童家庭局長連名通知 6 の(1)、消防計画)

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成30年9月から平成31年3月まで

(2) 指導

① 実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
介護保険施設	9	2	1	2
介護老人保健施設	8	2	1	2
介護療養型医療施設	1	0	0	0
居宅サービス事業所	321	58	53	140
訪問介護	72	11	10	36
訪問入浴介護	2	0	0	0
訪問看護	25	5	5	10
訪問リハビリテーション	6	2	2	4
通所介護	46	6	6	16
通所リハビリテーション	14	3	3	9
居宅介護支援	78	9	9	22
福祉用具貸与	20	4	3	10
福祉用具販売	20	4	3	10
短期入所者生活介護	19	10	10	18
短期入所者療養介護	10	2	1	4
特定施設入所者生活介護	9	2	1	1
地域密着型事業所（施設）	7	3	2	7
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7	3	2	7
地域密着型事業所（事業所）	117	20	20	54
地域密着型通所介護	48	14	14	36
認知症対応型通所介護	13	1	1	2
認知症対応型共同生活介護	38	3	3	11
小規模多機能型居宅介護	17	2	2	5
夜間対応型訪問介護	1	0	0	0
老人福祉施設等	88	31	26	28
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	18	9	8	11
養護老人ホーム	2	1	0	0
軽費老人ホーム	6	1	1	2
有料老人ホーム	35	6	6	13
サービス付き高齢者向け住宅	27	14	11	2
合計	542	114	102	231

※指導監査対象施設・事業所数は、H30.4.1現在

② 集団指導

全事業所を対象に実施（島根県と合同で実施、地域密着型事業所等は介護保険課と合同で実施）

(3) 監査

1事業所について実施

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施（老人福祉施設は健康政策課職員と合同）

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成 30 年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭ににおいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

イ 老人福祉施設等

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

ウ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求や、報酬請求に必要な手続きが十分行われていない事案があり、報酬請求指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②集団指導

介護保険制度の理解を目的に集団指導を実施した。

ア 在宅サービス

制度改正の説明、実地指導における不適切な事例の発表

イ 施設サービス

制度改正の説明、防犯対策、非常災害対策等についての説明、実地指導における不適切な事例の発表

③監査

平成 28 年度から継続実施していた監査を終了した。監査の結果、不正請求を認め指定取消を行った。

(7) 平成 30 年度の主な指摘事項

①介護保険施設

ア 重要事項説明書について、一部変更を要する箇所があったため、修正すること。(3 割負担、第三者評価の実施の有無、苦情連絡先の電話番号)

(介護老人福祉施設基準条例第 6 条第 1 項、居宅基準条例第 135 条第 1 項)

イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(利用者負担割合)(介護老人福祉施設基準条例第 28 条、居宅基準条例第 147 条)

- ウ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
(介護老人福祉施設基準条例第15条第6項、居宅基準条例第138条)

②老人福祉施設等

- ア 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担等を明示した管理規定を設けること。
(松江市有料老人ホーム設置運営指導指針第10項1号)
- イ 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会の設置又はその代替となる措置を講じ、定期的に必要事項の報告・説明をするとともに、入居者の要望・意見を反映させること。
(松江市有料老人ホーム設置運営指導指針第10項8号)
- ウ 入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告書を管理規定等で定めること。
(松江市有料老人ホーム設置運営指導指針第11項第1号九(ロ))
- エ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。また、従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(松江市有料老人ホーム設置運営指導指針第11項第7号(イ)、(ロ)、(ハ))

③居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について、一部変更を要する箇所があったため、修正すること。(利用料、利用者負担割合、第三者評価の実施の有無、苦情連絡先の電話番号、事故発生時の対応)
(居宅基準条例第9条、予防基準条例第9条 等)
- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(職員数、実施地域、利用者負担割合、苦情の連絡先)
(居宅基準条例第30条、第77条 予防基準条例第53条 等)
- ウ 月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。
(居宅基準条例第32条第1項、居宅支援基準条例第21条、居宅基準条例第108条、予防基準条例第29条第1項、予防基準条例第103条 等)
- エ 事業所ごとに経理を区分するとともに、該当事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
(居宅基準条例第41条、予防基準条例第36条)
- オ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
(居宅基準条例第35条第3項、地域密着型サービス基準条例第35条第3項(準用))

④その他

- ア 居宅介護支援から始まり個別サービス実施に至る一連のプロセスが十分に理解されていない。
- イ 各種加算の算定に当たって、算定要件が十分に理解されていない。

3. 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成30年9月から平成31年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
障害者支援施設	10	5	5	14
障害福祉サービス	144	49	46	204
短期入所	17	7	7	15
共同生活援助	17	6	5	14
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	56	16	15	48
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	52	20	19	127
療養介護	2	0	0	0
相談支援事業所	23	5	5	39
合計	177	59	56	257

※指導監査対象施設・事業所数は、H30.4.1現在

②集団指導

全事業所を対象に実施（島根県と合同で実施）

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課及び福祉部障がい者福祉課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成30年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

イ 障害福祉サービス

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

②集団指導

障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成30年度の主な指摘事項

①障害者支援施設

ア 重要事項説明書に、運営規程の概要を記すことになっていますが、記していない事項(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間、主たる対象とする障がいの種類)があるので追加修正をすること。又、その

他の重要事項として、事故発生時対応についても追加修正すること。
(松江市条例第93号第11条第1項)

②障害福祉サービス

- ア 重要事項説明書に、運営規程の概要を記すことになっていますが、記していない事項（虐待防止のための措置に関する事項）があるので追加修正をすること。
(松江市条例第91号第10条第1項 等)
- イ 通常の事業の実施地域以外の交通費が重要事項説明書と運営規程では、記してある内容が異なるので、整合性をとること。
(松江市条例第91号第10条第1項 等)
- ウ 事業者が利用者又はその家族の個人情報を、他の事業者に提供するためには、あらかじめ文書により同意を得ることになっていますが、利用者の家族の同意がありませんので、同意を取ってください。
(松江市条例第91号第197条（準用 第37条第3項） 等)
- エ 居宅介護事業所の会計が介護保険事業と区分していないので、区分すること。
(松江市条例第91号第42条 等)

③相談支援事業所

- ア 重要事項説明書に、運営規程の概要を記すことになっていますが、記していない事項（事業の主たる対象とする障害の種類）があるので追加修正をすること。
(平成24年厚生労働省令第27号第5条第1項 等)
- イ 運営規程に交通費が定めてあるが、徴収されていなかったなので、実態にあわせ修正すること。併せて重要事項説明書も修正すること。
(平成24年厚生労働省令第28号第19条 等)
- ウ 相談支援の利用に係る契約をしたときに市への報告がなされていないので、契約の際は遅滞なく報告すること。
(平成24年厚生労働省令第29号第6条第1項 等)
- エ 指定事業所ごとに経理を区分すること。
(平成24年厚生労働省令第28号第29条 等)
- オ 事業所が利用者又はその家族の個人情報を、他の事業者に提供するためには、あらかじめ文書により同意を得ることになっていますが、利用者の家族の同意が取られていませんので、同意を取ること。
(平成24年厚生労働省令第27号第32条第3項 等)